

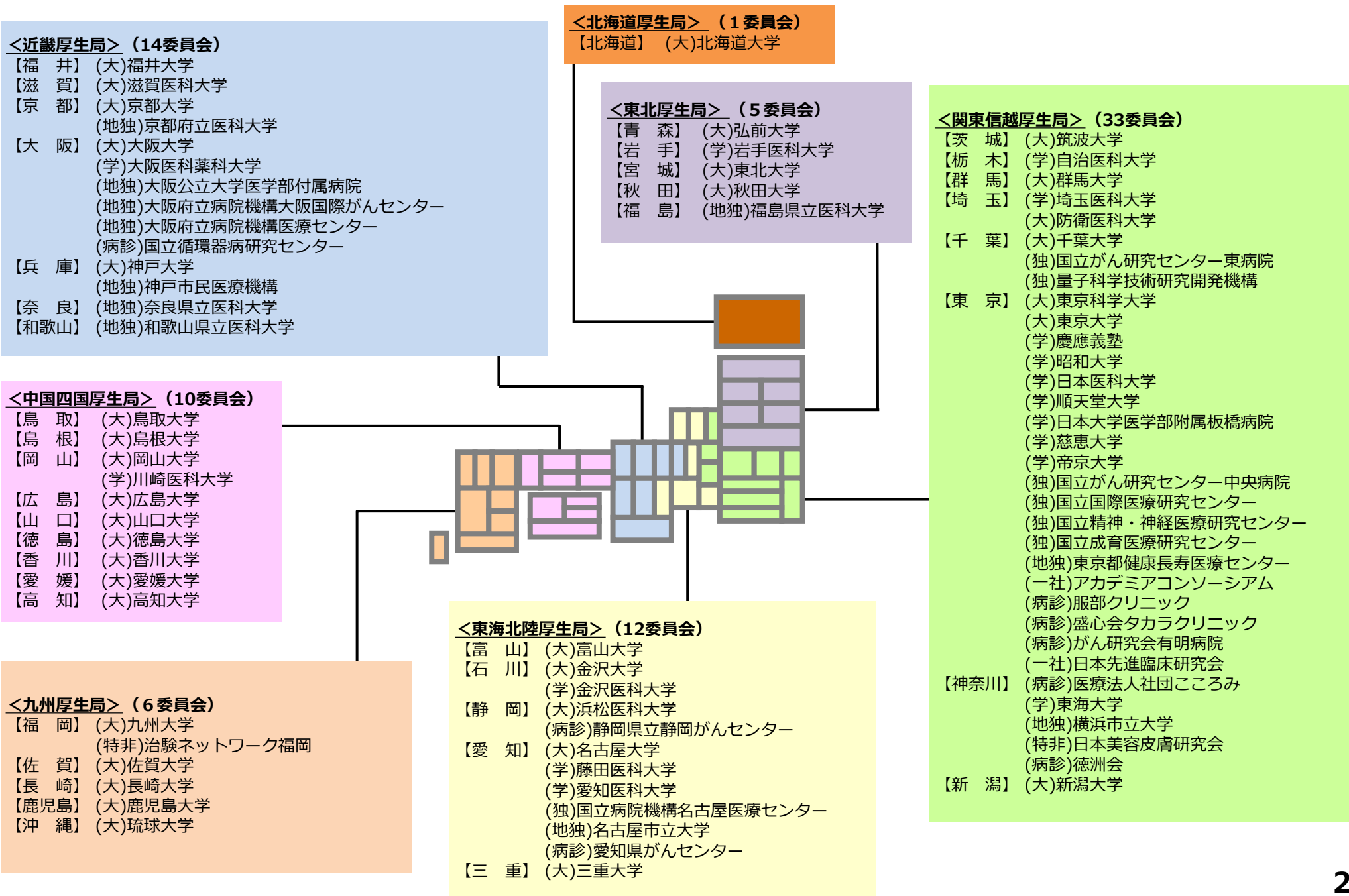
認定臨床研究審査委員会の設置状況

令和7年2月1日時点

～ 認定臨床研究審査委員会数 ～

(単位:委員会)

国立大学法人	学校法人	独立行政法人	地方独立行政法人
35	16	8	11
特定非営利活動法人	一般社団法人 一般財団法人	病院・診療所の開設者	合計
2	2	7	81



jRCT登録データの公表状況について

令和5年3月に日本医薬情報センター臨床試験情報（JapicCTI）及び日本医師会 臨床試験登録システム（JMACCT-CTR）の登録情報をjRCTに統合。研究の種別は一度未分類として移行したため、登録者による種別の変更を受付中。

令和7年2月1日時点

種別	H30.3 以前	H30.4 – H31.3	H31.4 – R2.3	R2.4 – R3.3	R3.4 – R4.3	R4.4- R5.3	R5.4- R6.3	R6.4-現在	合計
特定臨床研究	※1 909	188	423	429	403	394	351	338	3435 (終了件数：1655)
非特定臨床研究	※1 21	19	65	80	112	100	135	126	658 (終了件数：112)
企業治験	148	132	222	※2 405	608	516	525	504	3060
医師主導治験	3	27	67	※2 74	77	75	59	54	436
その他 ※3	71	16	34	75	※2 275	337	446	449	1703
未分類	4274	379	302	118	0	0	0	0	5019

※1：経過措置対象。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づき、法施行前から実施されていた、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究で、法施行に伴い、jRCTへの登録が必要となったものを指す。

※2：治験の実施に関するデータベース登録は、令和2年8月31日付けの薬機法施行規則改正に伴って発出された施行通知により、新規に開始する治験の登録先はjRCTに一本化。令和3年6月30日に施行された人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針により、当該指針に基づいて実施される研究はjRCT等に登録することを義務付け。

※3：臨床研究法に規定する臨床研究及び治験以外のもの（観察研究、製造販売後臨床試験、使用成績調査、手術・手技等）を指す。